

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局

| 施策名 | 政策体系上の位置付け |
|--|--|
| <p>労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること</p> <p>(Ⅲ-8-1)</p> | <p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ることと活の実現を図ること</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>労働保険（労災保険及び雇用保険の総称）の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の適用対象事業場（原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される）の適正把握・適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を実施する。</p> |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) これまでも労働保険の適用促進は行われてきたところであるが、依然として相当数の未手続事業が残されていることから、関係機関との連携を強化し、「未手続事業一掃対策」に取り組むこととなった。 また、適用事業の事業主は労働保険料等を納付しなければならないこととなっているが、労働保険料等の徴収についても、評価指標である労働保険料等収納率は、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることになる。このような中においても、労働保険料等の収納率向上を目指すべく、国民の理解を高める等により、適正な徴収を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 労働保険料算定基礎調査により適正な徴収決定を行うとともに、労働保険料等を滞納している事業場に対する納入督促や滞納整理が有効に行われ、例年とほぼ同率の収納率となった。</p> <p>(効率性) 毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査に係る年間業務計画及び滞納整理に係る年間業務計画を立てており、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し効率的に実施しているところである。また、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用することにより、労働保険料等の適正徴収が効率的に行われている。</p> <p>(総合的な評価) 平成19年度より、労働保険料と併せて、石綿健康被害者の救済費用に充てるための一般拠出金の徴収が開始され、都道府県労働局においては業務が増大したところであるが、労働保険料等の収納率は前年度を上回ることはできなかったものの、算定基礎調査や滞納整理を効率的に実施し、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用することにより、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保については、一定の成果があったと評価できる。 しかしながら、労働保険の適用促進については、これまですでに存在している未手続事業に加え、毎年相当数設立される新規事業においても労働保険についての認識不足等により新たな未手続事業が発生することなどにより、依然として相当数の未手続事業が存在していることから、関係機関との連携による未手続事業の的確な把握や職権による成立手続の実施等により、未手続事業の更なる解消を推進する必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 (ニ) 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） <p>（理由）未手続事業の一掃については一定の改善が見られているところであるが、なお相当数の未手続事業が残されていることから、未手続事業についての調査・分析を行い、業所管官庁や関係機関との連携をより一層強化して対応する必要があるため。</p> </div> |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| | | | | | | |
|--|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 労働保険料等収納率(単位:%) (前年度以上/毎年度) | 97.43 【100.4%】 | 97.54 【100.1%】 | 97.86 【100.3%】 | 97.92 【100.1%】 | 97.64 【99.7%】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・収納率とは、労働保険料として徴収すると決定された金額と実際に収納があった金額の比率を指す。 ・指標1は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。 | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---------|-----|----------|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | | | |
| | | | |